

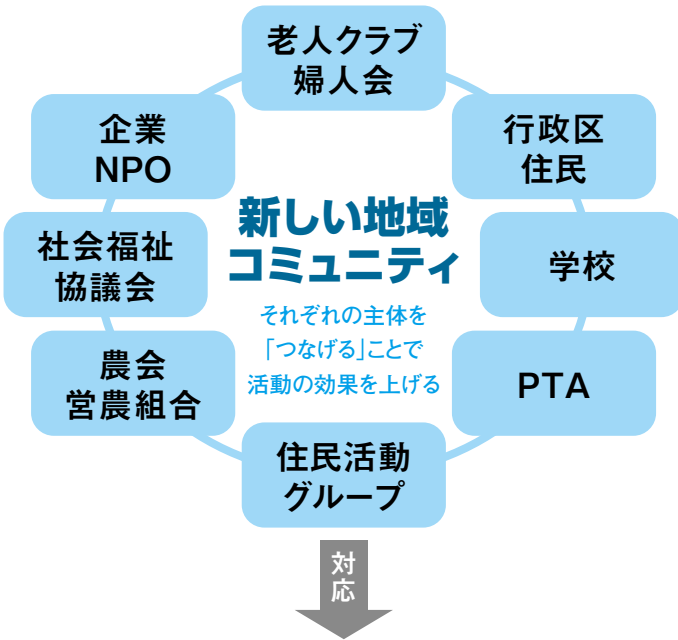
# 新しい地域コミュニティで

## 何が変わるのか？

市では、地域を守り将来へつなぐため、地区公民館の範囲での地域づくりを行う「新しい地域コミュニティ」を推進しています。

動状況や、組織づくりに必要なことをさまざまな視点で紹介してきました。今回は、Q&A方式で改めて新しい地域コミュニティについてお知らせします。

《図1 新しい地域コミュニティのイメージ》



- ◆行政区単位では解決できない問題
- ◆多様化・広域化する課題

**Q** そもそも地域コミュニティって何なの？

**A** 地域の人々がお互いに助け合い、協力し合う共同体のことです。

ここでは、皆さんが住む地域の区(町内会)や関係団体(スポーツ・文化・芸術等)などを意味します。

**Q** どの点が新しいの？

**A** 地域課題の解決に取り組んでいく実行組織を、現状の行政区の枠組みを超えてつくっていく点です。

区や関係団体のネットワークをつくり、地域全体の将来を見据えた組織を目指します。

**Q** なぜ、新しい地域コミュニティは必要なの？

**A** 自分たちの地域を自分たちで守っていくためです。

過疎化や少子化・高齢化

(表1、2)が進み、行政区の活動が弱まっています。また①日役ができない②買物に行けない③高齢者の見守りが必要となるーなど、身近な生活で課題が浮き彫りになっているところもあります。

これらの現状から、区内に気を配り、地区を運営していく新たな仕組みを構築する必要があります。そして、従来、地区の主体が個別に課題解決に取り組んでいた縦のつながりから、横のつながりの関係を築き、活動の効果を高めていきます(図1)。

**Q** なぜ、地区公民館の範囲なの？

**A** 行政区の次に顔が見える、つながりの深い単位だからです。

住民活動が行いやすく、歴史的に付き合いが深く、顔の見える範囲であることを考慮すると、地区公民館の区域が望ましいと考えます。また、活動拠点としても現在ある地区公民館を活用することができます。

**Q** 今の地区公民館はどうな

# 地域 コミュニティ

地区(公民館単位)の取組み

《問合せ》コミュニティ政策課 ☎21-9020

るの？

**A** 地区公民館は「コミュニティセンター」に変わります。

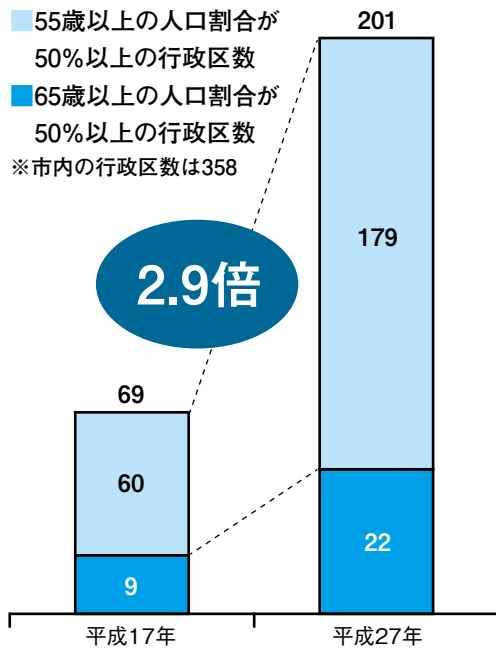
現在の地区公民館は社会教育の施設と位置付けられ、地域課題全般の解決に向けた実践ができていく状況にあります。地域づくりのためのさまざまな活動ができるように位置付けます。

**Q** いつから始めるの？

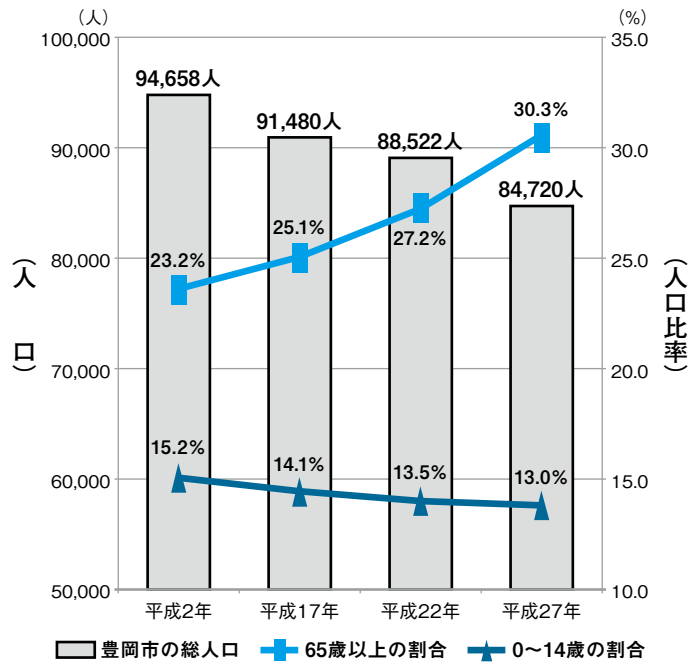
**A** 平成29年4月から、新しい地域コミュニティ組織による活動が始まります。

地域コミュニティ組織として活動ができるように、各地

《表1 高齢化が進む行政区》



《表2 本市の高齢化率等の推移》



※表1・2は、住民基本台帳から作成(基準日4月1日)

**Q 市の仕事を地区に任せるように聞けるけど?**  
**A** 地区がやること、市がやること、地区と市が協働でやることを整理していきます。地区では、自分たちでできることは自分たちで実行していき、助け合いながら問題を解決していきます。市は、地区の活動を支援する体制や仕組みを整えます。

**Q 今の地区公民館で行っている事業は、平成29年4月以降にはどうなるの?**  
**A** 基本的に、それぞれの地域コミュニティ組織で行われます。地区公民館事業は「コミュニティセンター」移行後も継続します。それぞれの地区で事業計画を作る際に、事業の見直しも必要になります。

区で検討が進められています。主な内容は、組織づくりや地区の将来を見据えた計画づくりの検討です。地区の魅力や課題を見つけ出す「まちむらたんけん」や「ワークシヨップ」は、新しい地域コミュニティづくりの一環です。

新しい地域コミュニティホームページを開設しました

最新情報を見逃したら あっきゃ〜へんで!

<http://toyooka-community.city.toyooka.lg.jp/>

**Q 活動に必要な費用や人材はどうなるの?**  
**A** 費用は、市からの交付金や地区の自主財源が考えられます。

**Q 今の区長(町内会長)はなくなるの?**  
**A** なくなりません。

異なる地区で共通する課題や総合的な課題に、広い視野を持って対応していきます。地区と市が連携・協力するパートナーとして課題への解決策を考えていきます。

**Q 誰が進めていくの?**  
**A** 住民の皆さん一人一人です。それぞれの地区では、区長や公民館長、役員を中心に、組織づくりの検討が進められています。しかし、地域づくりはそこに住む一人一人が関わり進めていくものです。「自分たちの地域は自分たちが守る」という意識を持つことが大切です。

れます。人材は、市が地域マネージャーを配置します。平成29年4月から、組織の運営・活動費や人件費等を交付金として地区に交付する予定です。地域マネージャーとは、地域コミュニティ組織の事務局機能を担う職員で、各地区に1人配置予定です。